

## 2022-8 税務・労務・法務情報

### 外資規制リスト（第12次）が公表されました

2018年以来改定のなかったネガティブリストがデュテルテ大統領退任直前の6月27日に署名され、Executive Order No.175として公表されました。

主な改正点について解説します。改正のない項目については触れませんので、全体像は <https://www.officialgazette.gov.ph/2022/06/27/executive-order-no-175-s-2022/> からダウンロードの上ご参照下さい。

### (LIST A : 憲法又は特別法により外国資本、外国人の参入が認められない分野)

#### \*外国資本の参入を一切認めない分野

##### (専門職の遂行)

専門職の遂行は原則不可です。但し、以下のリストに掲載される専門職で、両国の互惠主義に基づくものは可。

互惠主義専門職リストに追加されたもの。

##### A. 外国人が就業できない専門職（互惠主義による場合を除く）

1. 犯罪学士 (Criminology)
2. 食品技術士 (共和国法第11052号により国家資格)
3. 船舶航海士・機関士
4. 教師 (旧リストでは、小中学校教師を対象としていましたが、全ての教師に改定)
5. 放射線技術士
6. 言語病理学士

##### B. 法人としての外資規制に従い、就業が認められる専門職

旧リストでは、「航空工学士」「農業生体システム工学士」が掲載されていましたが、新リストでは削除されています。

(注) ウェブサイト上の官報では、このリストBが不完全なもののように見えます。

##### (小売業)

旧リストにおいては、250万米ドル以上の払い込み資本金額が要件でしたが、新リストでは、25百万ペソ以上に減額緩和されています。

\* 25%以下の外資を認める分野 修正ありません。

\* 30%以下の外資を認める分野 修正ありません。

\* 40%以下の外資を認める分野

修正箇所は以下の通りです。

・「共和国法第9184号（公共工事発注法）の規定に従うインフラストラクチャー調達」が追加されました。

・土地の所有について、基本原則に改定はありませんが、「生粋の比国籍人ながら、比国籍を喪失したものの比国法に基づき契約締結可能な法的能力のある者を除く」との規定が加わりました。

**(LIST B : 安全保障、防衛、公衆衛生、公序良俗の脅威、中小企業保護の観点から  
外国人による投資・所有が規制されている分野)**

修正箇所は以下の通りです。

・「国家防衛省 (DND: Department of National Defense) の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通」が**新リストでは削除**されました。

・比国内市場向け事業は、払込資本金額が20万ドル未満の場合は、外資40%に規制されています。一方、先端技術を使用する事業の場合は、払込資本金額が10万ドル以上であれば、50人の直接雇用を条件に40%の外資制限がかからなくなっていました。

➡新リストでは、**直接雇用が15人以上に緩和**されています。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)